

会議記録

高松市附属機関等の設置、運営に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	令和元年度第4回 高松市自主財源検討委員会
開催日時	令和元年10月28日(月) 午前9時00分～午前10時50分
開催場所	高松市役所 11階 114会議室
議題	(1) 自主財源について (2) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	—
出席委員	[出席委員数:6人] 肥塚委員、竹内委員、吉田委員、後藤委員、岡田委員、太田委員
傍聴者	5人 (定員 20人)
報道機関	0人
担当課及び連絡先	納税課税制係 電話839-2222

会議の経過及び結果

議題(1)及び議題(2)について、委員長が議長となって会を進行した。

なお、会議の公開については、個人情報など非公開となるような事項の審議は想定されてないので、公開とした。

議題(1) 自主財源について

事務局から、配付資料について説明を行い、協議を行った。

(※会議の主な質疑・意見等は別紙のとおり)

議題(2) その他

事務局から、第5回会議を11月19日(火)に市役所13階 大会議室で開催する予定であることを報告した。

以上

別紙(会議の主な質疑・意見等)

(委員長)

本日の委員会は、全委員が出席しているので、要綱の規定により会議は成立している。

また、本日の会議は、個人情報など非公開となるような事項の審議は想定されていないので、公開ということによろしいか。

(各委員 異議なし)

(委員長)

異議なしということで、本日の会議については、公開ということで進める。

次回委員会では、中間取りまとめを予定している。本日は、それを念頭に置いて、ある程度の方向性を示すことができればと考えているので、よろしく願いたい。

それでは、議題に沿って議事を進めたい。まず、議題(1)の自主財源について、前回の会議における委員の皆様からの質問等に対する回答も含めて、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

議題(1)について、配付資料を基に説明。

(委員長)

ただいまの事務局から説明について、意見等があれば、願いたい。

(委員)

資料29・30ページの項目について聞きたい。まず、歳入について、法人税制改正に伴い、法人市民税は減少することだが、改正内容や法人市民税の法人税割の税率を上げることの可否について教えてほしい。また、歳出について、会計年度任用職員制度改正に伴う人件費の増加について、内容を教えてほしい。

(事務局)

まず、法人市民税の法人税制改正についてであるが、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化することとなった。具体的には、法人市民税の法人税割は、令和元年10月1日以降に開始する事業年度から、それまでの12.1%の税率が8.4%になった。また、香川県の法人県民税の法人税割も、3.2%から1.0%になり、合わせて5.9%下がった。ところが、この逆に、同じく令和元年10月以降に開始する事業年度からの地方法人税については、それまでの4.4%の税率が10.3%になり、5.9%上がった。法人市民税の法人税割の税率は5.9%下がったが、地方法人税の税率は5.9%上がったということで、合計するとプラスマイナスゼロになっている。また、地方法人税は税込全額が直接交付税特会に繰り入れられ地方交付税の原資となり、これが各自治体に回ってくる。なお、本市の法人市民税の法人税割の税率は制限税率の上限であり、これ以上上げることはできない。

(事務局)

続いて、会計年度任用職員制度についてであるが、現在、本市で雇用している非常勤嘱託職員が会計年度任用職員に振り変わっていくことである。大きく変わる点は、非常勤嘱託職員にはなかった期末手当や退職手当などの手当が、今回の制度改正によって支給されることになったのが、1番大きいところである。

(委員)

本市の法人市民税の税率は、制限税率の上限であるため、仮に、市民税での超過課税を考えていくとしても、法人市民税ではなく、個人市民税になるということがわかった。

(委員長)

次に、中間取りまとめの方向性について検討していきたい。

まず、資料3ページの個人市民税から見ていきたい。先ほど説明があったが、市民に更なる税負担をお願いするのであれば、法人市民税はこれ以上、超過課税できないため、法人市民税ではなく、個人市民税ということになる。この場合、資料6ページにあるように、個人市民税には所得割と均等割という2つの区分があるが、これについて検討したい。

他都市の超過課税の状況は、豊岡市は所得割を導入し、神戸市と横浜市は均等割を導入している。資料6ページの課題にあるように、均等割は、定額課税であるため低所得者層の負担感が大きい。また、所得割は、定率課税で税率に所得累進性がないため、所得税に比べると、低所得者層の負担が大きい。どちらの方が公平に負担をお願いできるのかというところがポイントかと思う。

(委員)

資料6ページの森林環境税の1,000円の上乗せは、永久的に続くものなのか。それとも時限的なものか。

(事務局)

森林環境税については、現在のところ、特にいつまでというのは定まっていない。

(委員)

しばらくは、市民税3,000円、県民税1,000円、森林環境税1,000円で、合わせて5,000円が毎年課税されるということか。

(事務局)

現在も復興税で市民税が500円、県民税が500円上乗せされており、合わせて5,000円の負担である。令和6年度以降は市民税が3,000円、県民税が1,000円、森林環境税が1,000円で、合わせて5,000円の負担となり、市民としては同じ負担が続くということである。

(委員)

個人市民税の超過課税は、資料6ページのメリットと課題を見ると、導入は困難ではないか。

まず、均等割については、復興のために上乘せされていたものが、国税の森林環境税に替わるような形になっており、更に上乘せすることは非常に厳しい。

次に、所得割については、これは財務省が出している資料にあったのだが、所得税については、累進課税が適用されている中で、最も低い所得税率である税率5%の人が約6割いる。

つまり、約6割の人は、所得税は5%、住民税は10%で、住民税の方が重い。さらに、所得税の課税最低限と住民税の課税最低限の所得は、住民税の方が低いため、住民税を払い、所得税は払っていない人もいる。つまり、所得税率5%の人が約6割の中、さらに住民税だけが課税されている人の住民税も上げることになる。このように、所得が多くない人に対しても、増税してしまうことになることから、個人市民税の超過課税の導入は困難であると思う。

(委員長)

方向性を取りまとめていきたい。個人市民税の超過課税は普通税として財源確保ができて、使い勝手がいい税だということはある。

(委員)

増収を考えるならば、普通税は魅力があるが、低所得者の負担感が強く、市民に理解を求めるのが難しい。他の税を重点的に検討するべきではないか。

(委員)

個人市民税の超過課税の導入は厳しいと思う。とりわけ均等割は難しい。所得割も厳しい選択肢である。また、全国平均的な資料が、高松市に当てはまるかどうか定かではない。

(委員)

均等割の超過課税の導入については、森林環境税が時限的なものであれば、それ以後の課税は考えられるが、永久的なものでは難しい。所得割についても、先ほどの説明を聞く限り厳しいと思う。ただし、なぜ税金を上げなければいけないかということ、市民に丁寧に説明して、理解が得られるのであれば検討の余地はあると思う。

(委員)

先ほど、所得税率5%の人が約6割もいるということ聞いたが、これでは市民税の超過課税の導入は厳しいと思う。ただし、先ほどからの説明のとおり、自主財源が厳しい状況である以上、何らかの方策を考えていかなければいけない。

例えば、低所得者に対し、軽減税率とか軽減税額などを設けられないか。低所得者、例えば所得税で10%とか20%を下回る方々、税率の低い方々に対し、控除を設けることなどを考えていく必要もあるかと思う。

(委員長)

各委員の意見をまとめると、全国平均的な資料が、高松市においてどのぐらいあてはまるか定かではないが、仮に、個人市民税の超過課税を導入する場合、市民に対する説明が非常に大事になってくる。また、超過課税を導入する場合、控除の可能性についても考えてみる必要がある。

次に、固定資産税と都市計画税について、2つあわせて検討したい。

(委員)

資料10ページ以降で、固定資産税超過課税の場合と都市計画税の導入の場合について、どちらも0.01とか0.1とかで超過課税した場合に、増収額の数字は似通っているが、1つは課税ベースが違うということ、また、都市計画税が目的税であり、固定資産税が普通税であるということで、資料11ページにあるメリットと課題を見ると、どちらを取るかかなり明確になった。特に、コンパクト・エコシティ施策への影響について、固定資産税が非常に中立的であるのに対し、都市計画税の場合は高松市が目指している方向と逆方向ということは非常に大きいという印象を持っている。この2つの比較で、得られる税収はほぼ同じであることから、制度上の枠組やメリット・デメリット、政策効果などを勘案した場合、二者択一で考えるならば、固定資産税の超過課税を選択することが妥当である。

(委員長)

高松市の政策としてコンパクト・エコシティを進めているのに対し、足かせになるような判断は、できないと思う。先ほど、二者択一という形であればということであったが、他市においては、2つの制度を導入しているところもあるので、そういうことも踏まえて、広く意見をいただけたらと思う。

(委員)

高松市は市街化調整区域の線引きを廃止し、過去の調整区域にどんどん住宅が建っているため都市計画税の導入は難しいと思う。二者択一で考えるなら固定資産税の超過課税に絞らざるを得ないと思う。また、空き家の固定資産税も回収できているようなので、この部分についてはクリアしている。固定資産税の超過課税の方が、幅広く課税できる。固定資産税の超過課税がよいのではないか。

(委員)

固定資産税の超過課税の方が望ましいと考えている。中期的な財政的な課題に直接的に応えられるのは、普通税である固定資産税である。

(委員)

固定資産税の超過課税の方が、市民税の超過課税よりも、市民に理解されやすいと思う。都市計画税を課税しておらず、固定資産税の超過課税も行っていない中核市は、全国で3市しかないので、ここを踏まえて市民に説明すれば、理解を得られやすいのではないか。また、固定資産税の超過課税と都市計画税であれば、今後、不足するのは社

会保障費などの義務的経費であるので、一般財源に充てることができる上、徴収方法も現在以上の負担が掛からない、普通税である固定資産税の超過課税の方が妥当である。

(委員)

固定資産税の超過課税の方が、結果的に普通税であるということで、非常に使い勝手がよいため、どちらかという望ましい。ただし、固定資産税には、償却資産が含まれることから、中古の償却資産にも結果的に固定資産税がかかるため、これらに対して配慮できないか、検討が必要である。

(委員長)

皆さんの意見としては、都市計画税を導入するには、時間が掛かる。今は緊急の状況であることから、都市計画税よりも固定資産税の超過課税を基本にして検討した方がよいというものであり、また、償却資産についての配慮を検討することが必要ではないかということであったと思う。次に、固定資産税の超過課税の税率について、大まかな数値を考えたい。

(委員)

税率については、例えば最初1.5%にして、3～5年後に1.6%にするというように、段階的に上げていくことは可能か。

(事務局)

条例改正が伴うものの、理論的には、そういう方法は可能である。ただし、市民の皆様の生活のことを考えると、中長期的な展望が必要であると思う。そうなると、とりあえず何%か上げて、何年後かにまた上げるというようなやり方が果たしてよいのかどうか。私どもとしては、安定的な税収確保が望ましいが、市民としても安定的な生活が必要だと思うので、その点も踏まえ、段階的に上げるかどうか検討する必要がある。

(委員)

どれくらいの税率を考えているのか。

(事務局)

今年度だけを見ると、現時点では13億円の財政調整基金が減少していく状況であり、その数字と同じような数字であれば、歳入歳出とも同規模という仮定であれば、基金は今のままの状態で推移することになる。このようなことを考えると、できるだけ中長期的な視点で、今の財源不足プラスアルファという形も含めた数字で考えていくのがよいのではないかと考えている。

(委員)

他の中核市以上の税率は難しいと思う。あまり細かく刻まずに1.5%～1.6%の幅でどうか。

(委員)

市民の税負担と高松市の必要額の双方を中長期的な見通しで考える必要がある。他の中核市との均衡も考慮すると、1.5%~1.6%くらいが妥当ではないか。

(委員)

資料10ページに具体的な税率額の対比が載っているが、具体的な税率になると、中長期的にみて安定的な財政運営ができるのかを見踏まえた上で、議論すべきである。税金については、自然増収が若干見込めるため、今のところ1.5%、どれだけ上げても1.6%というところが妥当ではないか。これは約18億円、約37億円増収の話なので、どこを選択するのか実際にどういう数字になるのかについては、今後の財政見通し等を見て考えたい。

(委員)

皆さんが言うように、上げても1.5%~1.6%ぐらいではないかと思われるが、やはり今後の計画等を提示してほしい。固定資産税は非常に安定している状態であり、今後、農地が宅地化されていくということも想定されるので、そういうことを見込んでいくと、大きく税率を上げなくても何とかやっていけるのではないか。

(委員長)

具体的な数字としては、皆さんの意見は1.5%~1.6%ということではいいか。

(委員)

消費税も上がっている状況の中で、今度は固定資産税の超過課税ということになると、非常に市民の方も厳しいと思う。市民に理解いただけるような、税率になればよいのだが、今後の見通しも立てた上で、税率を決めた方がよいと思う。

(委員長)

今後の推移も見込みながら、なるべく最小限の税負担をお願いしていく、そういう説明が非常に大事である。

委員の皆さんの意見をまとめると、都市計画税は高松市の政策等との整合性から見て課題があるので、二者択一ということならば、固定資産税の超過課税の方が望ましいということではよろしいか。

(委員)

都市計画税は、線引きの問題がやはり課題かと思う。都市計画区域界すべてで課税する予定なのか、用途地域界のところのみを課税するのかなど、そのあたりがずっと課題になっていくのではないかと思うので、都市計画税は、すぐに導入することは難しい。

(委員長)

大方の委員の皆さんは1.5%~1.6%で、税率を考えるべきではないかという意見であることを確認した。

次に、法定外目的税のうち、宿泊税について検討したい。

(委員)

宿泊税について見えてきたのは、将来、観光都市として大成功したときには、導入もあり得ると思うが、現段階では、高松市の観光振興にとって課題もある。可能性はなくさず、今後、更なる検討が必要である。将来的に、インバウンドで入ってくる方などに負担を求める、市民の負担増にならないという面では、効果的な選択肢だと思う。

(委員)

現在、高松市は観光人口や宿泊者数も伸びてきているところであるので、現段階での宿泊税導入には課題があるのではないかと思う。

(委員)

現段階では、香川県や高松市の観光アピールに努めて、もう少し体力がついてきた段階などで、宿泊税の導入を考えていくということでもよいのではないか。

(委員長)

皆さんの意見をまとめると、他都市の導入状況や導入都市と本市との状況の違いなど課題もあることから、直ちに宿泊税を導入することは困難としても、他都市の状況変化や観光事業が元気になって体力をつけてきたときなど可能性は否定せず、導入に向けて更に検討を行うということによろしいか。

次に、資料30ページの今後の財政状況の見込みにある、「また、現時点の推計からは恒常的な財源不足が生じることが見込まれるため、歳入確保・歳出抑制の対策も含め、時限的措置について検討することが必要な状況」について、時限的な形でやっていくのかいかないのか。時限的だったらどの程度なのかということについて、意見をもらいたい。

(委員)

資料30ページにあるように、恒常的な財源不足が生じるということからの自主財源の検討ということであり、できれば恒久財源としたいところである。ただし、時限的措置ということについて、海外の事例を見ると、全くあり得ないわけではなく、最初に5年の時限で導入し、必ず5年後に、延長するかどうか、恒久化するかどうかを検討するという手法はある。高松市の人口減少が与える影響及び今後の財政状況が示され、恒久的な財源不足が見込まれている中では、最初から恒久的なものにした方がよいのではないか。

(委員)

財源の増収は、タイトな経済の中で市民に負担がかかるため、慎重な検討が必要であると思う。今回の資料にはないが、年間でかなりの金額の未収金があると聞いている。未収金の回収をきちんとしないと市民への説明も難しいと思うし、市民も増税を受け入れられないのではないか。

(事務局)

本市では、市税はもとよりその他の様々の債権について、全庁的な組織を設けて債権回収の取組を進めている。納税課の中に債権回収室という部門があり、ここが中心となって市税以外にも国民健康保険料などの様々な債権について、回収のノウハウなどをお互いに考えたり助言したりしながら、債権回収に取り組んでいる。また、毎年度、取組状況を報告するとともに職員の資質向上のために、管理職対象の研修や、事務職員対象の研修なども行っている。

その結果として、全体的に未収金の収納率は上がっているが、全庁的な更なる取組みが必要だと考えている。

(委員)

今後、恒常的に財源不足が見込まれているのであれば、恒久的な措置の方が安定するのではないかと。

(委員)

恒常的に財源不足が見込まれているのであれば、時限的措置というのは将来的な対応を考えても難しいと思うので、恒久的な措置の方がよいと思う。今後、一時的な財源不足が発生し、市民の理解を得られるような理由があり、且つ歳入・歳出が改善されているのであれば、そのときには、時限的措置も検討に値するのではないかと。

(委員)

恒常的な財源不足が見込まれている状態であるので、今回は時限的措置ということは考えずに、今後財政状況が好転すれば、考慮していけばよいと思う。

(委員長)

恒常的な財源不足であれば恒久的な形で考える方がよく、時限的措置というのは適当ではないという各委員の意見だと思う。

中間取りまとめを考える上で、検討すべきところは以上のようなことかと思う。

(委員)

市民に対して説得力がある構想にすることについて、17ページ以降の資料を見ながら考えてみた。人口減少していく中で、それに伴って税収も減っているのではないかと考えていたが、資料19・20ページで、ある程度、個人市民税や固定資産税については、人口減の中でも自然増が起きているということが示された。特に、固定資産税は安定的財源ということを、ここで再確認した。ただし、自然増収が若干見込めると言っても、自然増収分の75%は、交付税の減でほとんど吸収されてしまい、残りは4分の1の25%だけである。ただし、自然増収が若干見込めると言っても、今後の推計がないので、将来のことは明確ではない。

また、歳出は、社会保障の充実、義務的経費の増加、人件費の増加等で増える。結論として、基金の取崩しに頼らない持続可能な財政運営のためには、歳入・歳出ともに転換が必要である。

また、今後の財政状況の見込みだが、令和元年10月時点で、来年度の一般財源ベースの歳入歳出の差額は96.4億円であり、大きなマイナスが見込まれている。ただし、昨年度の状況を見ると、10月には98.9億円不足すると見込まれていたところを、歳入増の努力をし、歳出についても、事業を繰り延べるとか減らして圧縮したところ、28.0億円まで減らしている。また、財政調整基金の取崩しは28億円であるが、決算による積増もあり、純減額は13億と、歳入の増加努力及び歳出の削減努力ということがある程度できている。

収支が合っていないところが、1番のポイントと考えており、31ページの資料を見ると、令和元年度中期財政収支見通しについては現在見直し中とのことであるが、できればこの資料がほしい。令和元年度中期財政収支見通しを考えるに当たって、昨年度のものを見ると、令和元年度が約99億円、令和2年度が約113億円、令和3年度が約120億円の財源不足で、大きな数字になっている。ここから歳入を増やす努力、それから市民生活を損なわない程度で歳出を削減する努力をした上で、中期見通しがどうなるのかを知りたい。

(委員長)

指摘のとおり、市民の皆さんに税負担をお願いするためには、高松市が歳入の増加と歳出の削減を行っていることを示しながら、理解してもらえるものを作っていかなければいけない。

次回の委員会では、中間の取りまとめについて議論をしたい。そのため、たたき台となる素案を私と副委員長で作成し、次回の委員会で示したいがどうか。

(各委員)

異議なし。

(委員長)

それでは、副委員長よろしくお願ひしたい。

次の議題(2)のその他について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

次回、第5回の委員会については、11月19日火曜日の午前9時より、市役所の13階大会議室で開催する予定である。

(委員長)

それでは、これをもって第4回自主財源検討委員会を終了する。